

基本方針

介護老人福祉施設等を取り巻く環境は過去にないほど大変厳しい状況が続いており、大規模法人としての経営組織の在り方、福祉施設のこれからの時代を見据えた方向性を見極め経営に結び付けていくために、これまでの施設主体の運営から法人本部の機能を確立し、法人主導での在り方について、経営に戦略を立て、その戦略をもとに各施設が戦術をもって事業を遂行できるように進んでいる。昨年度より事業計画の一部である機器購入・大規模修繕計画について、過去のデータを基に収入に対して実施できる範囲を本部から指示しており、組織についても昨年より各種委員会活動により法人から統一した考え方を拠点に向け発信できるようになっている。

規程についても施設ごとに解釈の違いがみられ、徐々に統一されてきており委員会の成果が出ているので、今後も実態に即した規程に改正していきたい。

また本年度は、法人組織改革の2年目として法人主導の効率的な事務業務にするため、法人本部の事務局に事務員を専従し、新たに情報管理に関する業務機能を追加し、制度改正時の内容精査、必要な情報収集・発信を行うものとする。

新年度にあたり以下を円滑に遂行したい。

介護報酬の見直しを来年に控え、処遇改善加算も昨年10月より新たな特定処遇改善加算が増え、介護職員以外にも支給されることになり現行に加え更なる賃金が増えることになるため、利用者が日々暮らしやすい環境のもと良好なサービスが提供できるように介護職員の人手不足のところは早く解消し、有給の消化に努める等、今より一層の職員確保・定着を図り、事業の収入の安定に努め、あらゆる角度から精査していくものとする。ホームページに動画を取り入れる等新たに作り直し、働きやすい職場であることをPRし人材の発掘に努めたい。

本法人は、これまで人手不足を長い目でみてEPA介護福祉士事業により、ベトナム人を8名受け入れている。本年度は初めて介護福祉士を受験し合格者が出ると日本での在留資格が貰え永続的な滞在ができるようになり、やっと一般職員として勤務できるようになる。そして今年からまたEPAの職員獲得にエントリーできるようになり、併用して別の方法で外国人技能者の獲得も視野に入れていきたい。

職員の研修については、これまでも試行錯誤しながら進めてきたが、本年度はこれまで以上に各種研修で介護福祉士資格取得に向け希望する職員は、実務者研修受講支援を受講料含め支援を継続する。その他指導者、新人、中途採用、現任職員を対象にした研修はもとより主任・リーダー等の研修を強化していく。

近いうちに起ると言われている大地震や不慮の火災、大型化する台風などに備え防災に強い施設づくりを掲げ、法人防災会議でBCPを作成しているが、備蓄品については昨年法人全体の防災備蓄倉庫等設置できる用地を確保できており、1週間分は用意し、BCPの訓練もいざという時に備え実態に即した訓練を緊張感を持って実施して行くとともに防災について地域や関係機関とも協力し進めていくものとする。

また購入した道場の土地について、法人が予定した事業の認可が下りない為、売却し次の事業に充てるものとする。

以上により、利用者にとって介護と医療が一体化した安全で利用者・家族の皆様が安心して信頼いただける良質のサービスを提供できるよう一層の努力をしていきたい。

特に本年度は次の事項を重点目標とし、法人組織をあげて実施していくものとする。

記

1. 介護保険法対象施設について

(1) 介護保険制度改正（介護報酬の改定・処遇改善加算体制継続）に伴う事業の完全実施。特に職員の賃金に大きくかわる介護報酬の処遇改善加算及び特定処遇改善加算は継続するものとする。稼働率について、施設は95%以上を在宅は80%以上を維持していきたいが、拠点により周囲に施設が多く手を尽くしても利用者の獲得が困難な場合は、法人として事業の見直しを図るものとする。

①通所介護が1時間単位の基本報酬の設定により、帰宅が早まり減額されている。集合住宅居住者への訪問介護事業の減算が見込まれるが、通所介護の心身機能維持などの評価を得られるよう努力していきたい。特養については一定の医療提供体制を整え看取った場合等評価があり、加算を見直し収入の安定を図りたい。

(2) 良質なサービスを提供するために必要な措置

①良質な職員の確保と定着率を上げるため職員の意識改革を図るための措置。

- ・職場環境を見直し充実を図る
- ・産業医・衛生管理者と連携しストレスマネジメント制度を実施し、健康管理面での強化
- ・仕事上のコミュニケーションの円滑化
- ・福利厚生充実
- ・有給の消化に伴う職員の増員
- ・働きやすい職場づくり（職員の永年勤続に努める）
- ・社会保険へ短時間労働者週20時間以上の職員も加入

②職員の計画的な研修の実施

- ・新人研修、中途採用職員、指導者研修、現任研修の計画的実施
- ・緊急時対応、安全な介護職の医療行為、感染症対策の研修強化
- ・介護福祉士資格取得のため、年間通しての研修強化及び、希望する職員は、実務者研修受講支援を受講料含め支援
- ・他の資格制度についても、援助の見直し
- ・非常勤職員に対する研修の徹底
- ・施設内研修、施設外研修への計画的実施
- ・各拠点の職員による研究発表会を実施

③長期的な職員確保に向けて

小学生、中学生、特に高校生に向けた本法人施設の啓蒙活動を広げ高校生の採用に繋がってきたが、今後も人手不足の折、長期的な視野に立ち地方から、また海外からの職員確保に向け、住宅の準備をする等住環境を整えていきたい。法人として確保した職員が将来自信をもって介護福祉士受験できることを目指し育てていきたい。職員内定者の事前のアルバイト等の勤務について、安心して働けるよう環境を整える。

(3) 各施設間相互の財政的・人的協力を通し、各施設の適正な運営、効率化を図る。

2. 老人福祉法対象施設について

養護老人ホームは、契約型施設として介護保険法と深く関わっているのを認識し、利用者が安心して安全な生活が送れるよう事業運営に当たるものとする。ここ数年は入所時点での重度者が多く、今まで待っているだけで退所するとすぐに入所ができず、昨年は稼働率も経営困難な状況まで落ち込み、法人一丸となって養護の現状を各方面に訴え続け漸く行政も施設の存続に向け動きだしました。今後も関係機関と連絡を密にし、処遇の向上を図り安定した経営に積極的に取り組んでいくものとする。

- (1) 施設職員と施設外ヘルパーとの間の適正な業務調整を図りより良質なサービスの提供と合理的な施設運営を図る。

職員研修について養護職員介護老人福祉施設の研修を継続して同様に受けていきたい。

- (2) 安心して自立した生活が送れるよう組織をあげて利用者の心身等に対する支援策を強化する。
- (3) 措置施設として、行政からの委託による施設ではあるが、利用者の確保については、あらゆる方法で養護の現状をPRできるように鋭意努力をする。
- (4) 宿直体制について、平成27年度から特養は要件を満たせば宿直の必要がなくなり、現在養護を中心に職員を含め宿直しているが、人手のない夜間の緊急時に的確な対処ができるよう訓練を強化し、非常時に備えたい。
- (5) 利用者からの預り金管理体制について、特養は四半期ごとに残高を確認してもらう体制ができていますが、養護は預かる人数と金額が多く家族のいない人もいる等、各事業でそれぞれに作られており、預り金管理体制を見直し定期的に法人会議でも報告しており、内部牽制の更なる強化をしていきたい。

3. 財務の透明化新会計基準での処理

事業の経営が大規模になり新会計基準により会計処理を一元化し、新会計基準での6年目の決算を迎えることになる。制度改革により、本法人は一定以上の収入がある法人として平成29年度より会計監査人による深く入り込んだ監査が1年を通して実施され、指摘を改善することに努め、監査法人からも年々法人を理解していただいております。円滑な監査ができるよう協力していきたい。それには毎月の契約会計事務所のチェック、会計の法人内内部監査は、同法人の職員で法人内の事業をチェックし機能の強化を図り、今後も間違いのない会計処理に努めるとともに財務の透明化を図りホームページ等で公表していきたい。

4. 防災体制の強化

- (1) あらゆる災害を想定した防災訓練の見直し、BCPを策定しており、それを基にした訓練を法人全体で実施していく。
- (2) 東日本大震災を教訓に備蓄品を7日間分にしており、購入器具等を常に使用できるように定期的に点検等を実施し、食料品について長期にわたる場合も考慮し献立も飽きのこない内容にする等工夫したものにし、水は使い道も多く不足しがちで大きく見直し、食数についても職員の帰宅困難者に備えた数とする。また医薬品や関連器具なども十分に備えておく。
- (3) 停電等による通信機器の障害に備え、パソコンのネットワークをオンラインにしておく。
- (4) 災害の少ないであろう本部近在に土地を購入し、法人全体が使用できる防災倉庫を設置し災害時に備えたい。

(5) 備蓄品の内容について、マスクや衛生用品を加えるものとする。

5. 情報発信・情報開示について

法人・施設の情報発信・情報開示の手段として、ホームページを利用しているが、外部からの問い合わせも多くなっていることで、ホームページの大きなリニューアルを検討しており、施設からの情報発信を頻繁に更新し、施設の利用等の相談を速やかにして、職員採用に向け求人対策を強化できるよう見やすい好印象のホームページづくりに努めたい。

6. 法人運営と各施設事業との調整について

- (1) より良い法人機能の見直しと強化のため、法人職員を専従化し事務処理についても、拠点の事業計画についても法人主導で実施していきたい。本年度は情報管理部門を新たに設置する。
- (2) 常に実態に即した諸規程の見直しを図る。(規程規則委員会)
- (3) 各事業の収支状況等の分析、過去との比較により経営の実態を報告する。(経営実態調査委員会)
- (4) EPA 及び留学制度、技能実習等、今後の外国人を雇用する手段について詳細な情報収集し、各施設が適切に選択できるようサポートするとともに、現雇用者の人材育成に努め、新たな人材確保に向けての活動を推進する。(外国人雇用促進委員会)
- (5) 人材確保のため、あらゆる機会を捉え取り組んでいる(職員確保対策委員会)
- (6) 新採用職員、専門研修Ⅰ(主任・リーダーの方対象)、専門研修Ⅱ(35歳未満・リーダー次世代相談員候補者対象)に分けたカリキュラムを作成し、特に本年度は専門研修Ⅰを強化していく。ホームページを見やすいものにリニューアルする。(職員確保対策委員会)
- (7) 高額な契約について、法人の契約ルールに法り契約方法を調査し、入札等に参加し、適正な価格を導くものとする。(業者間取引管理・監視委員会)
- (8) 内部監査について、監査内容を入念に作り上げ、法人内の職員による監査であり他の施設を監査することによる成果を上げたい。(施設管理委員会)

7. 地域、ボランティアの効果的活用について

本法人の介護保険施設は、従来も各種ボランティアの協力を得てきたところだが、いくつかの施設は個室ユニット型がウエイトを占めてきており、より一層地域・ボランティアの協力が不可欠の要件となってきた。そのことを意識し地域と施設の合理的、また良質なサービスを提供するためにも好ましい関係のあり方について検討を重ねていきたい。

8. 感染症対策について

各種感染症の予防については、職員への研修を繰り返し実施するとともに、外部からの面会者などにも消毒やマスク着用などで協力をいただいているが、さらに感染を防ぐための予防投与についても速やかにし、一挙に増えるインフルエンザ、ノロウイルス、疥癬等のマニュアルの周知徹底を図りたい。特に本年度は前年度に続いて全国的に発生している新型コロナウイルスについて、予防対策(各施設における対応への判断目安を法人全事業共通事項とし当分の間、家族の面会禁止、施設内に入る職員も含め外部の方の検温・手指消毒する等)を万全にし徹底している所だが、全国的に感染が広まっている状況で感染するのも必至であり、感染者が出たことを想定し

た事業の休止、介護体制等も考慮しておくものとする。

- (1) 全職員へ感染症予防の研修を徹底し、職員個々の健康管理に努めるとともに手洗い・うがいを励行する。
- (2) 消毒用の洗剤や清掃用具も清潔を心がけることを徹底する。
- (3) 加湿器、イオン発生機等を利用する事により浮遊する感染源となるウイルス・カビ菌などをイオン効果により除菌・浄化する効果がある。

9. その他

(1) 令和2年度各委員会の活動計画

- ①職員確保対策委員会活動計画 別紙の通り
- ②研修委員会活動計画 別紙の通り
- ③防災・防犯委員会活動計画 別紙の通り

現在、新型コロナウイルス対策の法人対応を随時発信中

- ④外国人雇用促進委員会活動計画 別紙の通り